

横浜情報文化センター 不活性ガス消火設備修繕工事仕様書

1 目的

本件業務は、公益財団法人横浜企業経営支援財団（以下「財団」という。）が管理運営する横浜情報文化センター内の地下2階ボンベ室に設置された不活性ガス消火設備の取替修繕を以下防火対象物で円滑に行い、安全性を維持した消火設備運用及び建物管理を行うために実施するものである。

2 施工場所の概要

建物名称	横浜情報文化センター
所在地	横浜市中区日本大通 11 番地
用途地域等	商業地域・防火地域・第7種高度地区・中央地区駐車場整備地区・日本大通り用途誘導地区地区計画
敷地面積	4,393.49 m ²

3 基本方針

- (1) 開館日に施工する方法により、機器一式を更新する。
- (2) 機器の取替にあたっては、既設同等品以上の物品を調達し、搬入・設置の上、試験調整を行うものとする。
- (3) 既設機器の撤去及び処分を含むものとする。

4 履行期限

令和6年3月31日

5 業務内容

(1) 機器の取替

機器名	仕様	数量
二酸化炭素貯槽容器	消火材料：55Kg 外形：82.5L	94本
容器弁	外形：MCFV-1 よー028号	94個
容器弁開放装置	ガス圧式：CNC-300 ミヤタ製（同等品可）	94個
二酸化炭素起動容器	2L 1kg	3本
ニードルシリンダー		94個
フレキシブルチューブ		94本

(2) 消防用設備等着工届・設置届出書作成・消防検査立会

不活性ガス消火設備等修繕に伴う消防用設備等着工届・設備届出書類の作成

(3) 試験調整

ア 交換を行う二酸化炭素貯蔵容器（以下「CO2 ボンベ」という。）は、あらかじめガス圧等適正に調整されている事が確認済みであり、その証憑資料が添付されていること。

イ 交換作業完了後に地下2階電気室、発電機室、地下3階機械式駐車場、リフト部に適切な本数のCO2 ボンベが供給されることの確認を行うこと。

ウ 不活性ガス消火設備等にかかわる全ての要素が必要性能を満たしている事の確認を行うこと。

6 緊急時の体制

(1) 緊急時の体制については、派遣できる24時間対応の体制が整っていること。

(2) 防災システム設備の故障発生時に当該受信機等の調査、部品調達等に支障が生じないように体制を整備すること。

7 提出書類

(1) 請負人は、以下に示す書類を作成の上、財団担当者に提出すること。

なお、工程表の作成にあたっては、財団と事前に協議を行うこと（業務項目や内容によっては、業務時間を指定する場合がある。）。

提出書類等	提出期限	部数
【着手前】 ・ 工事着手届出書 ・ 配置主任技術者・現場代理人（変更）届出書	・ 工事着手届出書は工事着手前に ・ 配置主任技術者・現場代理人届出書は開札後2営業日後の17時まで	1部
【着手時】 ・ 請負代金内訳書及び工程表	・ 工事請負契約書締結後5日以内（土日祝日を除く。）	1部
【完了時】 ・ 工事完了通知書及び検査	・ 工事完成通知書は工事完成後直ちに	1部

(2) 業務遂行にあたり、不具合な箇所を発見した場合は、その都度、速やかに財団に報告すること（不具合な箇所及び内容をできるだけ詳細に報告すること。）。

8 施工について

- (1) 業務従事者は、工事中と書いた腕章等を付けること。また、必要により身分証明書を携帯すること。
- (2) 特に指示がある場合を除き、財団の立会いのもとに業務を行うこと。
- (3) 業務関係者以外に危険が及ばないように万全の措置を講じること。
- (4) 業務を行う上で、疑義等が生じた場合は、財団と協議の上、決定すること。
- (5) 館内の物品等に損傷及び汚染などの損害を与えないように十分注意し、万が一、損害を与えた場合は請負人の負担において速やかに原状回復を行うこと。
- (6) 発生する不要資材等は請負人が搬出し、自らの責任において適切に処分すること。
- (7) 業務終了後の清掃・後片付け等を十分に行うこと。
- (8) 業務用車両については指定された場所に駐車を行うとともに他の車の出入りに支障とならないように配慮すること。
- (9) 業務期間中は現場代理人を必ず常駐させるとともに、作業の開始及び終了について、財団に報告すること。
- (10) 関係法令を遵守し、作業を行うものとする。また、請負人は業務の実施にあたっては使用者として、労働関係法令等を遵守すること。労働関係法令の遵守状況については、財団の職員が実地調査を行う場合がある。なお、実地調査を実施する際は、関係書類の提出等、協力すること。
- (11) 作業に際し、財団の備品、機器等は使用しないこと。
- (12) 本件に係る主任技術者を施工現場に配置すること。
- (13) 請負人は、工事が完成したときは、直ちに、その旨を発注者に通知すること。また、発注者は、工事検査完了書は工事完了通知書を受けた日から14日以内に、請負人立会いの上、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を請負人に通知すること。

9 その他

- (1) 本件業務は、契約書及び本仕様書に基づき、財団の指示により施工すること。また、本仕様書は、仕様の大要を示すものであり、当然に施工しなければならないことはもちろんのこと、修繕で必要なことは、請負人の責任において施工すること。
- (2) 請負人による本件業務の目的物が種類、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであるときの責任を負う期間（以下「契約不適合責任の期間」という。）は、工事完了後1年間とし、その間は同設備等の故障により取替が必要である場合には、無償にて行うこと。
- (3) 請負人は本件業務に従事していない時であっても、上記に記載された修繕に伴う不具合が発生した場合は、契約不適合責任の期間が終了するまでは、財団からの要請により直ちに係員を派遣して当該機器等の調査及び簡易な修繕を行うこと。また、必要により

メーカー側にも連絡し、技術的な協力を要請するなどして万全を期すこと。

- (4) 仕様がない事項又は仕様について生じた疑義については、財団と協議の上、決定すること。